

組 合 報

協同組合アキュミュレーション 広報委員会 2022年6月 VOL. 71

<http://accumulation.or.jp>



組合員の皆様へ

今年の梅雨は例年より降水量が多いとの長期予報も出ており、高温・多湿の天候が続く事が予想されますので、ご健康には留意願います。コロナ感染症者数は日々増減しており、引き続きうがい、手洗い等の感染症対策を徹底願います。

「令和3年度実施状況報告書」提出

実習実施者は毎年1回（5月31日までに）、前年の4月1日から当年の3月31日までの技能実習について「実施状況報告書」（省令様式第10号）を作成し機構に提出する必要がありますが、実習実施者皆様のご協力により、5月31日までに提出する事が出来ましたので、ご協力に心より感謝申し上げます。今後、報告書の内容に関して機構より問い合わせが発生した場合には、各実習実施者様に確認させていただく事もございますので、引き続きご協力の程何卒宜しくお願い致します。

成年年齢 18 歳引き下げによる留意点

- ・令和4年4月1日から、民法改正により成年年齢が18歳に引き下げられました。
- ・労働基準法における「未成年者」は従来「20歳」未満の者を指していましたが、令和4年4月1日以降は「18歳」未満の者となります。
- ・従来、18歳・19歳の労働者と契約を結ぶときは、法定代理人の同意を得て、使用者と当該労働者が労働契約を結びましたが、引き下げ後は18歳・19歳の者との労働契約は同意を得ずに締結したものが有効とされます。
- ・又、従来18歳・19歳の労働者と締結した労働契約が、未成年者に不利であると認めるときは、親権者等により解除をすることができましたが、引き下げ後は18歳・19歳の労働者の保護が行われなくなります。
- ・18歳・19歳の労働者と労働契約を締結する際には労働条件の書面提示、賃金の計算や支払い、働く時間や時間外労働のこと、退職の手続など重要な事項については、丁寧な説明も併せて行いながら、労働契約締結後のトラブル防止措置を講じてください。

実習生入国状況

- ・3月1日から外国人の新規入国については、受入責任者の管理の下、観光目的以外の新規入国が認められました。
- ・新規入国を申請する外国人については日本国内に所在する受入責任者が、入国者健康確認システム（EFRS）における所定の申請を完了した場合、「特段の事情」があるものとして、新規入国が原則として認められます。
- ・技能実習生の入国も「長期間の滞在の新規入国」として再開されておりますが、3月から5月にかけてフィリピン・ベトナム・中国・ネパールからの技能実習生が多数入国し、入国後講習を受講後、順次実習実施企業への配属を進めております。
- ・今後も引き続き、実習生の入国が予定されておりますので、早期の入国手続を円滑に推進して参ります。

水際対策強化に係る新たな措置

4月10日以降1日当たりの入国者数の上限を7,000人から1万人に引き上げましたが、日本政府は5月20日に6月1日以降入国者上限を2万人に引き上げると発表しました。

<6月1日以降の対応>

新型コロナウイルス流入リスクに応じて各国・地域を「青」「黄」「赤」に3分類されます。

「青」区分の国・地域からの入国者、「黄」区分の国・地域の入国者であって有効な新型コロナウイルスワクチン接種証明書（3回目接種）の所持者は、空港検疫での検査は実施せず、入国後の待機も無しになります（入国後から公共交通機関の使用も可能です。）。

「黄」区分の国・地域からの入国者であって有効な新型コロナウイルスワクチン接種証明書（3回目接種）を所持していない者、「赤」区分の国・地域の入国者であって有効な新型コロナウイルスワクチン接種証明書（3回目接種）の所持者は、入国時検査、自宅等待機が必要です。

「赤」区分の国・地域からの入国者であって有効な新型コロナウイルスワクチン接種証明書（3回目接種）を所持していない者は、入国時検査、検疫施設待機が必要です。

※添付、水際対策強化に係る新たな措置（28）に基づく国・地域の区分について

建設分野における登録徹底

技能実習・外国人建設就労者受入れ基準の新基準は、制度施行日（2020年1月1日）以降に申請される1号技能実習計画の認定より適用されております。

- * 建設業法第3条の許可を受けていること
- * 建設キャリアアップシステムに登録していること、キャリアアップシステム事業者IDの取得
- * 技能実習生に対し、日本人と同等以上の報酬を安定的に支払うこと（月給制）

技能実習1号生は2号移行時までには必ず建設キャリアアップシステムに登録完了していなければなりませんので、速やかに登録を徹底して実行願います。

緊急連絡先（24時間）

【事務局】	TEL : 048-755-9591	FAX : 048-755-9827
【組合職員携帯】	070-3667-8667（杉戸）	080-4477-6005（廣畑）
	090-2323-7188（王）	090-9540-4849（高橋文徳）

水際対策強化に係る新たな措置(28)に基づく国・地域の区分について 令和4年5月26日時点

	アジア・大洋州	北米	中南米	欧州	中東・アフリカ
赤 4 か国・地域	パキスタン、フィジー			アルバニア	シエラレオネ
黄 99 か国・地域	インド、北朝鮮、キリバス、クック諸島、サモア、スリランカ、ソロモン諸島、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、ネパール、バヌアツ、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マーシャル諸島、マカオ、ミクロネシア、モルディブ		アンティグア・バーブダ、ウルグアイ、ガイアナ、キューバ、グレナダ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、バハマ、バルバドス、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ホンジュラス	アンドラ、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、コソボ、サンマリノ、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、バチカン市国、ベラルーシ、ポルトガル、マルタ、モルドバ、リヒテンシュタイン	アンゴラ、イエメン、エジプト、エスワティニ、エリトリア、オマーン、カーボベルデ、ガボン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、クウェート、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、サントメ・プリンシペ、シリア、ジンバブエ、スーダン、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、チャド、中央アフリカ共和国、チュニジア、トーゴ、トルコ、ナミビア、ニジェール、西サハラ、パレスチナ、ブルキナファソ、ブルンジ、ボツワナ、マリ、モーリシャス、モーリタニア、リビア、リベリア、レソト、レバノン
青 98 か国・地域	インドネシア、オーストラリア、韓国、カンボジア、シンガポール、タイ、台湾、中国、ニュージーランド、パプアニューギニア、パラオ、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、香港、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス	カナダ、米国	アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、チリ、ドミニカ共和国、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ボリビア、メキシコ	アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、キルギス、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モナコ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア	アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、イスラエル、イラク、イラン、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、カタール、カメルーン、ケニア、コートジボワール、ザンビア、ジブチ、タンザニア、ナイジェリア、バーレーン、ベナン、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ、南スーダン、モザンビーク、モロッコ、ヨルダン、ルワンダ